

車両制限令違反車両は道路を傷めます！

～車限令違反者に対する大口・多頻度割引停止等の措置を実施しています～

車両制限令違反者の大口・多頻度割引停止等措置等の概要

高速道路6会社では、道路の老朽化対策を進めていく上で、重量等の制限を超過する大型車両が道路の損傷に与える影響は極めて大きいことから、道路構造物の保全、法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対して指導取締りを実施しています。



重量超過等の違反が後を絶たず、道路を損傷又は著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、違反が確認された場合は、下記の車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を実施しています。

車両制限令違反に対する措置

指導取締りの結果、違反が確認された場合には以下の措置を講じます。

- 現地での取締りによって違反が確認された場合は、違反の程度に応じて「措置命令」や「警告」を実施し、その区分に応じて違反点数を付与します。
- 自動軸重計による計測により違反が確認された場合は、後日通知を行うとともに違反点数を付与します。

点数累積に応じた措置

- 最大2年度間の違反の累積点数に応じて、「講習会による指導」や「割引停止」「利用停止」等の措置を実施します。
- 大口・多頻度割引制度を利用されていない方についても、最大2年度間の違反の累積点数が60点以上となった場合は、その時点から1年間、割引制度の利用受付を拒否します。

点数区分及び累積による措置

《違反点数区分》

違反種別	点数
警告相当	3点
措置命令A相当	5点
措置命令B又はC相当	15点
措置命令相当かつ 基準値の2倍以上の 重量超過	30点
軸重超過走行 (自動軸重計による計測)	(1走行につき)3点

《累積違反点数と措置内容》

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	一部割引停止 (1か月)
90点	一部割引停止 (2か月)
120点	一部利用停止 (1か月)
150点	一部利用停止 (2か月)

※150点以降、30点ごとに一部利用
停止期間が1か月ずつ延長

※車両制限令に違反し、高速道路会社が告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」又は「1年間の割引申込受付の拒否」を適用します。

■車両令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置に関するお問い合わせ

下記のリンク先(関東地方整備局ホームページ)より、各高速道路会社の特車許可窓口をご確認のうえお問い合わせください。

【高速道路会社 特車許可窓口】

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000063.html

受付時間:9:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く平日)

※お問い合わせの際は、はじめに「車両制限令違反による大口・多頻度割引停止措置に関する問い合わせ」である旨をお伝えください。

■個別の車両制限令違反に関するお問い合わせ

個別の車両制限令違反に対するご質問については、取締り時にお渡しした書類や、軸重超過走行及び点数通知書に記載されている連絡先にお問い合わせください。

■大口・多頻度割引制度及びETCコーポレートカードに関するご質問について

お客さまがご契約のETCコーポレートカード取扱い窓口へお問い合わせください。